

改正

平成14年1月7日企管規程第1号
平成14年3月28日企管規程第5号
平成15年3月25日企管規程第1号
平成18年8月1日企管規程第1号
平成19年10月18日企管規程第5号
平成21年6月15日企管規程第3号
平成23年1月11日企管規程第1号
平成24年3月30日企管規程第2号
平成26年10月1日企管規程第3号
平成27年3月17日企管規程第1号
令和元年6月10日企管規程第1号

川越町水道事業給水条例施行規程

川越町水道事業給水条例施行規程（昭和43年企業管理規程第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、川越町水道事業給水条例（平成9年条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 条例第2条第1項に規定する給水区域は川越町地内とする。ただし、隣接市町から実状により当町に町外給水についての依頼のあった者については、当町に支障がない場合は町長が裁決する。

（連用給水装置の設置条件）

第3条 条例第5条に規定する町長が必要と認めた者とは、アパート等専用給水装置を設置することができない者をいう。

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 条例第6条に規定する給水装置工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書を提出しなければならない。

2 工事の申込みにおいては、同一地内での給水装置は1箇所を原則とする。ただし、借家及びこ

れに類すると町長が認めたものは除く。

3 申込者が工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(給水装置の構造)

第5条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）、給水栓等をもって構成する。ただし、町長が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

(受水槽の設置)

第6条 一時に多量の水を使用する箇所又は高層建築等で水圧が低下し、給水ができなくなると認められる箇所その他町長が必要と認める場合においては、受水槽を設置しなければならない。

(給水装置の構造及び材質基準)

第7条 給水装置の構造及び材質基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 条例第12条の規定により町長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示が付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
- (2) 製品が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により町長がやむを得ないと認めた場合は、前項の規定により町長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

(利害関係人の同意書の提出)

第8条 条例第11条第3項の利害関係人の同意書は、次の各号のとおりとする。

(1) 他人の家屋若しくは土地内に又はこれらを通ずして給水装置を設けようとする者は、当該家屋又は土地所有者の承諾書

(2) 他人の所有する給水管（以下「本管」という。）から分岐して給水管（以下「支管」という。）を設けようとするときは、本管所有者の承諾書

(3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は誓約書

2 前項第2号の本管所有者が移転し、又は廃止する場合において、その支管所有者が装置の改造又は本管の取得の手続をしなかったときは、その支管を廃止したものとみなす。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 配水管から水道メーターまでの給水管及び給水用具の使用材料については、次の各号のとおりとする。

(1) 口径50ミリメートルまでの給水管は、水道用ポリエチレン管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管、水道用内外面硬質塩化ビニールライニング鋼管及び水道用内外面ポリエチレン粉体ライニング鋼管とする。

(2) 口径50ミリメートル以上75ミリメートル以下の給水管は、水道用内外面硬質塩化ビニールライニング鋼管、水道用内外面ポリエチレン粉体ライニング鋼管及び耐衝撃性硬質塩化ビニール管とする。

(3) 口径75ミリメートル以上は、水道用ダクタイル鋳鉄管、水道用内外面硬質塩化ビニールライニング鋼管及び水道用内外面ポリエチレン粉体ライニング鋼管とする。

(4) 配水管からの分岐は、口径50ミリメートルまではサドル分水栓、口径75ミリメートル以上は割丁字管を使用し、不断水による分岐を原則とする。

(5) 口径40ミリメートル以上の給水管を使用する場合は、公道内に止水用具を設置しなければならない。ただし、使用する止水用具については、ソフトシール仕切弁とする。

(6) 直結止水栓は、離脱T形ハンドル式のメーター直結伸縮止水栓とする。

(水道管理設の深さ)

第10条 水道管は、公道内の車道及び歩道部分においては60センチメートル以上、私道内においては45センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(工事の施工)

第11条 工事のため、家屋、庭園その他工作物について加工した場合、町は必要と認める補修をするほかはこれを原形に復する責めを負わない。

(公道部分の工事及び維持管理)

第12条 工事のうち公道下に属する装置の維持管理は、町が代行する。

2 前項施設が不用となったときは、町において撤去処分する。

(修繕工事及び費用の徴収)

第13条 給水装置の修繕申込みに当たっては、条例第6条及び第11条に規定する各書類を提出しないことができる。

2 修繕に要した工事費は、修繕に従事した係員が徴収する。この場合において、企業出納員の領収印を押印した領収書を交付する。

(給水の申込み)

第14条 条例第19条に規定する給水の申込みは、給水開始(中止)請求書により申し込まなければならない。

(給水装置の所有者の代理人選定届等)

第15条 条例第20条に規定する代理人の選定の届出は、代理人選定(変更)届により行う。

(メーターの管理)

第16条 メーターは、給水装置の使用者又は所有者が清潔に保ち、かつ、その設置場所にメーターの点検、取替及び修繕に支障をきたすような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、使用者又は所有者に原状回復を命じ、履行しないときは、町が施工してその費用を違反者から徴収することができる。

3 町長が必要と認めたときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(メーターの亡失又は毀損)

第17条 メーターを保管する者がメーター及び附属器具を亡失し、又は毀損したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項の亡失の場合においては残存価格を、前項の毀損の場合においてはその修理に要した費用をそれぞれ弁償額として徴収する。

3 第1項の亡失又は毀損が天災その他保管者の責任でないと認められるときは前項の弁償をさせないものとする。

4 メーターの耐用年数は、8年とする。

(料金等の軽減又は免除)

第18条 条例第38条の規定により軽減又は免除ができる場合は、次の各号のいずれかに該当する者のうち町長が認めたものに対して行う。

(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

(2) 不可抗力による漏水に起因する料金

(3) 町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定により料金の軽減又は免除の申請は、水道料金減免申請書の提出をもって行う。

3 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定するものとする。

4 第1項第2号の規定については、別に町長が定める。

(給水装置及び水質検査)

第19条 条例第28条第2項に規定する特別に費用を要する場合とは、次の各号のとおりとする。

(1) 給水装置においては、その構造、材質及び機能又は漏水について通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質においては、色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査等飲用の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 町長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

(給水の用途別適用基準)

第20条 給水の用途別適用基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般用 湯屋用及び演習用を除く、全ての専用給水装置をいう。

(2) 湯屋用 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による営業許可を受けた公衆浴場の営業に使用するものをいう。

(3) 演習用 私設消火栓を消火演習のために使用するものをいう。

(メーターの点検等)

第21条 メーターの点検は、定例日を定めて隔月点検する。この場合において使用水量を告知する。

2 メーター指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。

(料金の算定)

第22条 料金は前回定例日の属する月のメーターから隔月定例日までを2か月分として算定し、点検日の属する期分として徴収する。

2 条例第32条の規定に基づく水量の認定は、次のとおりとする。

(1) 前年同月の実績による。

(2) 前年同月の実績により難いと認められる理由があるときは、メーター故障又は水量不明月の前3か月又は6か月の実績から最も妥当と認められる量による。

(3) メーターの機能検査の結果、公差を超過したときは、その割合に応じて算出したものによる。

(4) 前3号により難い場合は、新たにメーターを取り付け、これにより推定算出したものによる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第23条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を行うこと。

(消火栓の設置)

第24条 消火栓は、次の区分により設置する。

(1) 公設消火栓 75ミリメートル以上の送配水管にのみ設置する。

(2) 私設消火栓 40ミリメートル以上の給水管にのみ設置する。

2 私設消火栓の設置者は、これを公共のために使用することを拒むことはできない。

3 私設消火栓は、メーターを設置し、メーターを設置していない場合は上下水道課において封かんする。ただし、町長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(係員の証票)

第25条 集金員、メーター検針員、工事係員等は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(各種届出)

第26条 この規程の施行に関して必要な申請書その他書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水工事申込書 (様式第1号)
- (2) 水道分岐工事承認届 (様式第2号)
- (3) 代理人選定(変更)届 (様式第3号)
- (4) 給水開始(中止)請求書 (様式第4号)
- (5) 水道料金減免申請書 (様式第5号)
- (6) 給水使用者変更届 (様式第6号)
- (7) 給水装置所有者変更届 (様式第7号)
- (8) 消火栓使用承認願(届) (様式第8号)
- (9) 給水種別用途変更届 (様式第9号)
- (10) 使用水量のお知らせ (様式第10号)
- (11) 水道断水のお知らせ(通知) (様式第11号)
- (12) 督促状 (様式第12号)
- (13) 催告書(滞納処分通知書) (様式第13号)
- (14) 身分証明書 (様式第14号)

2 様式を定めていないものは適宜文書により、軽易な届出については本人又は代理人の口頭で届け出ることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月及び4月の2か月分の使用水量について、まとめてメーターの点検をした場合においては、第22条の規定にかかわらず当該使用水量について各月の使用水量は等量とみなし、各月の使用水量に応じた料金を徴収するものとする。ただし、1か月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数は平成27年3月の使用水量に加えるものとする。

附 則 (平成14年1月7日企管規程第1号)

この規程は、平成14年1月15日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日企管規程第5号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日企管規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月1日企管規程第1号）

- 1 この規程は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 改正後の川越町水道事業給水条例施行規程第1号様式から第14号様式までの規定は、施行後の申込みその他の行為から適用し、施行前の申込みその他の行為については、なお従前の例による。
- 3 平成18年6月及び7月の2か月分の使用水量について、まとめてメーターの点検をした場合においては、第22条の規定にかかわらず当該使用水量について各月の使用水量は等量とみなし、各月の使用水量に応じた料金を徴収するものとする。ただし、1か月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数は平成18年6月の使用水量に加えるものとする。

附 則（平成19年10月18日企管規程第5号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行前に発した督促状については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月15日企管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年1月11日企管規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日企管規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日企管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月17日企管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月10日企管規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。